



事務連絡
令和7年4月吉日

各施設長 様

社会福祉法人日本肢体不自由児協会
心身障害児総合医療療育センター
療育研修所

看護師特定行為研修募集開始について(お知らせ)

標記の研修につきまして、募集を開始いたしますので募集要項をお送りいたします。なお、本研修は現在厚生局へ指定研修期間として申請中でございます。令和7年10月開講予定とし、令和7年8月末までには開講の有無を決定いたします。

概略は下記の通りでございますので、同封いたしました受講者募集要項と合わせてご確認いただきますようお願い申し上げます。

記

- 研修期間
令和7年10月1日～令和8年9月30日
- 募集期間
令和7年4月1日～令和7年6月30日
- 受講決定
令和7年8月中
- 受講方法
原則 eラーニングによる座学及び実習
令和7年10月～令和8年3月
eラーニングによる座学及び月1回程度の対面講義
令和8年3月～令和8年9月
週単位での実習及び座学(eラーニング及び対面)
- お問い合わせ
〒173-0037
東京都板橋区小茂根 1-1-10
(福)日本肢体不自由児協会心身障害児総合医療療育センター
研修研究部 担当：木下
TEL:03-5965-1136 Mail:tokuteikoui@ryouiku.or.jp

以上

令和7年度

社会福祉法人日本肢体不自由児協会
心身障害児総合医療療育センター

看護師の特定行為研修

受講者募集要項



社会福祉法人日本肢体不自由児協会 心身障害児総合医療療育センター

1. 特定行為研修の目的

本研修の目的は、多様な臨床場面において各区分の特定行為を行うための知識・技術及び態度の基礎的能力、及び医師からの手順書による指示を受けて実施の可否の判断、実施及び報告の一連の流れを適切に行うための基礎的な実践能力を身につける。

2. 研修目標

- 1) 地域医療及び高度医療の現場において、迅速かつ包括的なアセスメントを行い、当該特定行為を行う上での知識、技術及び態度の基礎的能力を養う。
- 2) 地域医療及び高度医療の現場において、患者の安心に配慮しつつ、必要な特定行為を安全に実施できる基礎的能力を養う。
- 3) 地域医療及び高度医療の現場において、問題解決にむけて多職種と効果的に協働できる能力を養う。

3. 修了要件

本研修を修了するためには、次の条件を満たすこと。

- 1) 共通科目を全て履修または当センター指定共通科目同等を直近2年以内に履修し、筆記試験もしくは観察評価に合格すること。
- 2) 1)修了後、選択した区分別科目を履修し、一部の科目では実技試験に合格すること。

本研修修了者には、保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令に基づき、修了した特定行為区分ごとの修了証を交付して研修修了者の名簿を厚生労働省に提出する。

4. 定員

定員：10名

5. 研修期間

研修期間：1年(令和7年10月1日～令和8年9月30日)

共通科目を修了後に区分別科目を受講開始とし、在籍期間は最長2年間とする。

6. 募集時期

募集時期 年1回(4月～6月)※指定研修機関として申請中。令和7年8月末に開講の有無が決定。

7. 研修内容と時間数

研修は、共通して学ぶ「共通科目」と特定行為区分ごとに学ぶ「区分別科目」に分かれており、講義、演習または実習によって行われる。

1) 共通科目(必修科目)：特定行為区分に共通して必要とされる能力を身につけるための科目(研修期間：6か月)

| 科目 | 時間数 | | | | |
|--------------|------|------|-------|-------|-----|
| | 講義 | 演習 | 実習 | 評価 | 合計 |
| 臨床病態生理学 | 29 | 1 | | 1 | 31 |
| 臨床推論 | 26.5 | 16 | 1 | 1.5 | 45 |
| フィジカルアセスメント | 17.5 | 8.5 | 13.5 | 5.5 | 45 |
| 臨床薬理学 | 32.5 | 11.5 | | 1 | 45 |
| 疾病・臨床病態概論 | 37 | 3 | | 1 | 41 |
| 医療安全学/特定行為実践 | 24.5 | 14 | 4.25 | 2.25 | 45 |
| 合計 | 167 | 54 | 18.75 | 12.25 | 252 |

共通科目は e-ラーニングを中心とした講義を受講し、確認テストに合格する。演習は関連する e-ラーニング講義を履修したのち実施し、指導者の観察評価により合格基準を満たす。実習は関連する講義・演習を履修したのち実施し、指導者の観察評価により合格基準を満たす。その後、科目修了試験に合格する。

なお、共通科目は別途免除要件あり。

2) 区分別科目(必修科目)：在宅・慢性期領域パッケージ

各特定行為に必要とされる能力を身につけるための科目(研修期間：6か月)

| 特定行為区分 | 時間数 | | | | |
|---------------------|------|----|------|---------------|-------------|
| | 講義 | 演習 | 実習 | 評価 | 合計 |
| 呼吸器(長期呼吸療法に係るもの) 関連 | 7 | — | 5 症例 | 1 (OSCE) | 8+ 5 症例 |
| ろう孔管理関連 | 14.5 | — | 5 症例 | 1.5 (OSCE) | 16+ 5 症例 |
| 創傷管理関連 | 24 | — | 5 症例 | 2 (OSCE) | 26+ 5 症例 |
| 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連 | 9 | 1 | 5 症例 | 1 | 11+ 5 症例 |

区分別科目は e-ラーニングを中心とした講義を受講し、確認テストに合格する。演習は関連する e-ラーニング講義を履修したのち実施し、指導者の観察評価により合格基準を満

たす。実習(患者に対する実技)は関連する講義・演習(ペーパーシミュレーション)・手技練習(模擬患者の活用、シミュレーターの利用等のシミュレーションによる学習)を履修したのち実施し、指導者の観察評価により合格基準を満たす。OSCE のある科目に関しては、実習(患者に対する実技)の前に OSCE に合格する必要がある。その後、修了試験に合格する。

8. 受講モデル

研修の進捗表を参照。

9. 協力予定施設 (実習先)

| 施設名 | 住所 | 連絡先 | 実施する研修内容 |
|-------------------------------|---|--------------|---|
| 日本大学医学部附属 板橋病院 | 173-8610 東京都 板橋区 大谷口上町 30 番 1 号 | 03-3972-8111 | 区分別科目実習(創傷管理関連(褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去)、栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連(脱水症状に対する輸液による補正)) |
| 地方独立行政法人 東京都健康長寿医療 センター | 173-0015 東京都 板橋区栄町 35 番 2 号 | 03-3964-1141 | 区分別科目実習(創傷管理関連(褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去)、栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連(脱水症状に対する輸液による補正)) |

10. 受講資格

次の 1) から 3) の全てを満たす看護師であること

- 1) 看護師免許を有すること
- 2) 看護師の免許取得後、通算 5 年以上の看護実務経験を有すること
- 3) 所属長の推薦を有すること

11. 出願手続き

【応募フォーム】

次頁 URL または QR コードの応募フォームより申し込まいただき、以下の提出書類をメールにてお送りください。

URL : <https://forms.gle/6ZStXTtjZbLqUGvu8>

QR コード



【提出書類】

- 1) 証明用写真(縦 4cm×横 3cm)
- 2) 職務経歴書(書式自由)
- 3) 通算 5 年以上の勤務証明書(様式 1)
- 4) 受講推薦書(様式 2)
- 5) 看護師免許(PDF)
- 6) 指定課題(様式 3)
- 7) 共通科目免除の場合、既修得科目履修免除申請書(様式 4)
- 8) 共通科目免除の場合、修了証明書・シラバス(PDF)

※提出書類の返却不可

【送付先】

メール : tokuteikoui@ryouiku.or.jp

【問い合わせ先】

〒173-0037 東京都板橋区小茂根 1-1-10

(福)日本肢体不自由児協会 心身障害児総合医療療育センター研修研究部

電話 : 03-3974-2146(代表) メール : tokuteikoui@ryouiku.or.jp

※申請中の為、不承認時は開講出来ない事をご了承の上、申し込み下さい。

12. 選考方法

書類選考により行う。選考結果についてはメールにて通知予定。電話や FAX での可否の問い合わせ不可。

13. 受講手続きと納付金について

受講手続き詳細については次頁参照のこと。なお、納付金(消費税込)は受講手続き終了後、当センターから送付する納付書に基づき、振込むこと。

受講手続き期間 令和7年8月1日(金)～令和7年9月12日(金)

納付金(消費税込み)

- 1) 入講料 通講のみ330,000円 実習時宿泊込550,000円(素泊まり)
- 2) 共通科目の受講料 110,000円
- 3) 区分別科目の受講料 220,000円

※収めた受講料は原則として返還しません。

※研修のための交通費等は各自にて実費負担となります。

| 料金体系 | 通常(通講のみ) | 通常(宿泊有) | 共通科目免除(通講のみ) | 共通科目免除(宿泊有) |
|-------|----------|----------|--------------|-------------|
| 入講料 | ¥330,000 | ¥550,000 | ¥330,000 | ¥550,000 |
| 共通科目 | ¥110,000 | ¥110,000 | | |
| 区分別科目 | ¥220,000 | ¥220,000 | ¥220,000 | ¥220,000 |
| 合計 | ¥660,000 | ¥880,000 | ¥550,000 | ¥770,000 |

14. 個人情報の取り扱いについて

当センターでは「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、個人情報の適正な取り扱いに努め、安全管理のために必要な措置を講じております。出願および受講手続きにあたって提供いただいた個人情報は、選考試験の実施、合格発表、受講手続き、履修関係等の必要な業務において使用させていただきます。なお、当センターが取得した個人情報は、法律で定められた適正な手続により開示を求められた場合以外に、本人の承諾なしに第三者へ開示・提供することはありません。

15. 募集受講生の今後の日程(目安)

- 10月1日 入講式・オリエンテーション
- 10月4日 共通科目受講開始
- 翌年3月上旬 共通科目修了判定
- 翌年3月16日 区分別科目受講開始
- 翌年9月上旬 区分別科目修了判定・修了式

16. アクセス



MAP information

- ◎ 地下鉄：東京メトロ有楽町線・副都心線「池袋」駅～「小竹向原」駅7分 「小竹向原」駅3番出口から徒歩10分
- ◎ バス：高円寺駅北口赤羽行き(赤31系統)～小茂根
新宿駅西口王子行き(E78)～小茂根 小茂根下車徒歩5分



心身障害児総合医療療育センター



特定行為研修後に活躍する、修了者の声

手応え

訪問看護ステーションの利用者の方が胃ろうを交換する際、今までは家族が介護タクシーを予約するなどして、交換のたびに診療所で受診していました。利用者、家族からも負担が大きかったと声を聞くことがあり、看護師としてジレンマを感じていました。これからは条件が整えば、手順書に従い看護師だけでも交換を行うことができ、利用者、家族の負担を軽減できると思います。

看護の質

特定行為研修で、医学的根拠に基づいた臨床推論や臨床薬理、フィジカルアセスメントを学んだことで、看護の視点に加えて、医学の視点から患者の疾患・症状を理解できるようになりました。「医師からの説明が難しかった」という患者の声に対し、医学用語をわかりやすく患者や家族に説明できるようになったり、疾患・症状・生活を含めた患者、家族の全体像をアセスメントすることができるようになり、よりよいケアが提供できるようになったと感じています。



修了者と協働する医療スタッフの声

看護管理者

私たちの地域では開業医の高齢化が進んでおり、今後地域の訪問診療を行う医師が減少する可能性があります。そうなる前に看護師が特定行為研修を修了し、手順書により特定行為を行えるようになることで、地域医療に貢献しなければと思いました。
(訪問看護ステーション管理者)

同僚

朝のカンファレンスで患者の病態を報告する際、特定行為研修の修了者から具体的に根拠に基づいた助言をもらえるようになりました。その姿を見て私も後に続かなければと思うようになり、特定行為研修を受講する予定です。

看護管理者

研修修了者が、特定行為研修の共通科目で学んだ医学的な知識を用いて、看護師の視点から、後輩スタッフのアセスメント能力が向上するような助言を行っているため、ステーション全体の看護の質が向上しています。
(訪問看護ステーション管理者)

医師

在宅患者の気管カニューレや胃ろうに急に不都合が生じた場合、外来診療中でも往診を依頼されます。特定行為研修を修了した看護師が手順書によって気管カニューレや胃ろうを交換することができれば、外来患者、在宅患者双方に適切なタイミングで対応できると考えています。また、外来診療を行う医師も安心して利用者を受け入れることができるため、より安定した地域の医療提供体制が構築できるのではないかと思います。
(クリニック医師)

*本リーフレットにおける「修了者」には、実習中の受講者を一部含みます。



特定行為研修についての詳細

厚生労働省のウェブサイトをご覧ください。

<特定行為に係る看護師の研修制度>

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077077.html>



施設管理者・看護管理者の皆さまへ

これからの医療を支える 「看護師の特定行為研修」

ご案内

あなたの施設の看護師を育てよう!



「特定行為に係る看護師の研修制度」で、変わること

1 見える

医師・歯科医師があらかじめ作成した「手順書」に基づいて看護師が行える「特定行為(診療の補助)」が明確になりました。

2 身につく

特定行為研修により、今後の医療を支える高度かつ専門的な知識と技能を身につけた看護師が育成されます。

3 見極める

特定行為研修を修了した看護師が患者さんの状態を見極めることで、タイムリーな対応が可能になります。



「特定行為研修」って、どういうもの？

目的

特定行為研修を受けると、医師・歯科医師があらかじめ作成した手順書(指示)によって、看護師がタイムリーに特定行為を実施できるようになります。特定行為研修は、今後の急性期医療から在宅医療などを支えていく看護師を、計画的に養成することを目的としています。

研修内容

特定行為研修は、全てに共通して学ぶ「共通科目」と、特定行為区分ごとに学ぶ「区分別科目」に分かれています。研修は、指定研修機関での講義・演習・実習によって行われ、一部の指定研修機関では講義と演習に「e-ラーニング」を導入しています。

特定行為研修は、働きながら受講ができます

●研修のイメージ

共通科目を受講中の一週間

| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|----|-------|-------|-------|-------|----|-------|---|
| 午前 | 日勤 | 日勤 | 日勤 | 共通科目※ | 夜勤 | 夜勤 | |
| 午後 | | | | | | | |
| 夕方 | 共通科目※ | 共通科目※ | 共通科目※ | 夜勤 | 夜勤 | 共通科目※ | |

区分別科目を受講中の一週間

| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|----|----|------|------|----|------|----|------|
| 午前 | 実習 | 実習 | 自己学習 | 実習 | 実習 | 実習 | 自己学習 |
| 午後 | 日勤 | 日勤 | 実習 | 日勤 | 日勤 | 日勤 | |
| 夕方 | | 自己学習 | | | 自己学習 | | |

※自宅や職場でe-ラーニング受講

実施機関

特定行為研修は、厚生労働大臣が指定する指定研修機関で行います。

※【区分別科目】は、指定研修機関と連携することで、自施設で行うことが可能です。



特定行為研修の受講生が所属する施設の

施設管理者・看護管理者の役割

施設管理者・看護管理者の皆さまは、特定行為研修修了者が研修で学んだ内容を施設内で活用するために、以下のようなことが必要です。

- ① 研修受講中の研修生の身分保障
- ② 受講にあたっての勤務日や業務の調整
- ③ 研修修了後の配置先の検討
- ④ 修了者と働く医師や他スタッフ、施設内への修了者の活動に関する周知 など

Q & A



指定研修機関はどこにありますか？

特定行為研修を実施している指定研修機関は全国にあります。詳しくは、厚生労働省のウェブサイトからご覧ください。



<指定研修機関一覧>

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000087753.html>



特定行為研修の期間はどれくらいですか？

指定研修機関や研修を行う区分別科目により異なりますが、おおむね5か月～2年間で修了することができます。

詳しくは、各指定研修機関の募集要項を参照してください。



特定行為研修の受講料はいくらかかりますか？

指定研修機関や研修を行う区分別科目により異なりますが、おおむね30万円～250万円かかります。詳しくは、各指定研修機関の募集要項を参照してください。

特定行為研修には、以下のような支援制度があります

厚生労働省

教育訓練給付

一定の要件を満たした雇用保険の被保険者、または被保険者でなくなってから1年以内にある方が、厚生労働大臣の指定する教育訓練講座を受けて修了した場合に、その講座を受講するために支払った費用の4割(上限20万円)を受給することができる制度です。

※教育訓練給付は、一定の条件を満たす研修に限ります。

※給付を受けるには、研修を受講する看護師ご本人の手続きが必要です。

受講を検討している看護師の方へご周知ください。

※被保険者とは、一般被保険者および高年齢被保険者をいいます。

→ 詳細は、最寄りのハローワークにお尋ねください。

厚生労働省

人材開発支援助成金

事業主が、雇用している者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練にかかる費用や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度です。

→ 詳細は、最寄りの労働局またはハローワークにお尋ねください。

都道府県

地域医療介護総合確保基金

いくつかの都道府県では、地域医療介護総合確保基金を活用して、研修を受講する受講生やその研修生が所属する施設に対して、受講料や代替職員雇用の費用等の支援を行っています。

→ 詳細は、都道府県にお尋ねください。